

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長 (地方税7)(固定資産税:外)
2	要望の内容	<p>特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)</p> <p>再生可能エネルギー発電設備(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第二項に規定する認定発電設備)について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格の2/3に軽減する。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>太陽光発電(自家消費型太陽光発電設備に限る)、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格の1/3に軽減する。</p> <p>特例措置を2年延長する。</p>
3	担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 21 年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を3分の2とする特例措置が創設</p> <p>平成 23 年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を1年間延長の上、廃止(サンセット)。</p> <p>平成 24 年度 対象設備を再生可能エネルギー特別措置法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設</p> <p>平成 26 年度 適用期限の2年延長</p>
6	適用又は延長期間	平成 29 年度末まで
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>○エネルギー基本計画(平成 26 年4月閣議決定)</p> <p>再生可能エネルギーについては、2013 年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。</p> <p>○長期エネルギー需給見通し(平成 27 年7月決定)</p> <p>2030 年の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 22~24%とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>エネルギー基本計画(平成 26 年4月閣議決定)</p> <p>長期エネルギー需給見通し(平成 27 年7月決定)</p>
	① 政策目的及びその根拠	

	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進 1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制						
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2030年の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合(%) 再生可能エネルギー発電設備の設備導入量(kW)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合が多く、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。本特例措置は導入当初の固定資産税を軽減するものであり、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。</p> <p>平成25年度に資源エネルギー庁が実施したアンケート調査(※)によると、固定価格買取制度の開始以降から平成26年3月末までに取得した再生可能エネルギー発電設備について、全体の約8割が特例措置を活用したと回答している。このことから、特例措置によって括弧内の設備容量について導入促進効果があったと推計され、再生可能エネルギーの導入拡大を図る上で本措置は有効である。(推計上、税制措置の対象外である住宅用太陽光発電の導入量は除いている)</p> <p>固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備の設備導入量(資源エネルギー庁調べ)</p> <table border="0"> <tr> <td>平成24年度(7月以降)の導入量</td> <td>175.8万kW (63.1万kW)</td> </tr> <tr> <td>平成25年度の導入量</td> <td>713.9万kW (466.6万kW)</td> </tr> <tr> <td>平成26年度の導入量</td> <td>986.0万kW (723.1万kW)</td> </tr> </table> <p>※平成25年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査) http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2014fy/E004431.pdf 調査内容:再生可能エネルギー発電設備を導入した事業者を対象として、税制措置の利用実績や今後の活用意向についてアンケート調査を実施した。</p>	平成24年度(7月以降)の導入量	175.8万kW (63.1万kW)	平成25年度の導入量	713.9万kW (466.6万kW)	平成26年度の導入量	986.0万kW (723.1万kW)
平成24年度(7月以降)の導入量	175.8万kW (63.1万kW)							
平成25年度の導入量	713.9万kW (466.6万kW)							
平成26年度の導入量	986.0万kW (723.1万kW)							
8 有効性等	① 適用数等	<p>○過去の実績</p> <p>平成25年度 適用件数 26,228件 平成26年度 適用件数 43,548件 平成27年度 適用件数 43,548件(見込み)</p> <p>推計方法:固定価格買取制度の認定を受けて運転開始した発電設備のうち、</p>						

		<p>8割が特例措置を活用したとして推計。詳細は別添を参照。</p> <p>○将来の推計(平成 28 年度改正において本特例措置が拡充・延長された場合、実際に固定資産税の軽減が受けられるのは平成 29 年度からであり、平成 29 年度以降の適用件数について記載する。)</p> <p>平成 29 年度 138 件 平成 30 年度 138 件</p> <p>推計方法:太陽光発電については、平成 26 年度独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとして推計。その他の電源については、固定価格買取制度の設備認定を受けて平成 26 年に稼働した再生可能エネルギー発電設備と同程度の導入があるものとして推計。詳細は別添を参照。</p>
	<p>② 減収額</p>	<p>○過去の実績</p> <p>平成 25 年度減収額 207 百万円 平成 26 年度減収額 1,920 百万円 平成 27 年度減収額 6,018 百万円(見込み)</p> <p>推計方法: 平成 25 年度減収額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」から推計。</p> <p>平成 25 年度 適用総額 14,801,771 千円 減収額 14,801,771 千円 × 1.4%(固定資産税率) = 207 百万円</p> <p>平成 26 年度、平成 27 年度の減収額は、固定価格買取制度の認定を受けて運転開始した発電設備のうち、8割が特例措置を活用したものとして、「設備導入容量(kW) × 再生可能エネルギー発電設備毎の 1kW あたりの建設単価」の計算式により推計。詳細は別添を参照。</p> <p>○将来の推計(平成 28 年度改正において本特例措置が拡充・延長された場合、実際に固定資産税の軽減が受けられるのは平成 29 年度からであり、平成 29 年度以降の減収額について記載する。)</p> <p>平成 29 年度減収額 3,488 百万円 平成 30 年度減収額 6,533 百万円</p> <p>推計方法:固定価格買取制度の設備認定を受けて平成 26 年に稼働した再生可能エネルギー発電設備、平成 26 年度独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金(太陽光発電設備)の交付決定件数と同程度の導入があるものとして、「設備導入容量(kW) × 再生可能エネルギー発電設備毎の 1kW あたりの建設単価」の計算式により推計。詳細は別添を参照。</p>

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度)</p> <p>再生可能エネルギーの発電電力量に占める割合 (国内供給量割合: %、目標:2030年に22～24%) ※()内は水力を除く数値</p> <p>2010年度 9.6%(1.1%) 2011年度 10.4%(1.4%) 2012年度 10.0%(1.6%) 2013年度 10.7%(2.2%)</p> <p>(出典:電気事業連合会「電源別発電電力量構成比」)</p> <p>再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在10.7%(水力を除いて2.2%)であり、目標達成には、本税制措置により一層の導入を促す必要がある。</p> <p>○今後の達成予測 再生可能エネルギーの割合は前年比で伸びており、平成24年7月に開始された再生可能エネルギーの固定価格買取制度や税制措置、技術開発等の予算措置の総合的な投入により、目標達成は可能である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度)</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成24年6月末までで約2,060万kWであったところ、固定価格買取制度開始後から平成27年3月末までで累計1875.7万kWの導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。平成25年度に資源エネルギー庁が実施したアンケート調査によると、固定価格買取制度の開始以降から平成26年3月末までに取得した再生可能エネルギー発電設備について、全体の約8割が特例措置を活用したと回答している。このことから、平成25年度の導入量713.9万kW(住宅用太陽光を除いて583.2万kW)のうち、約467万kWにおいて本税制措置による導入促進効果があったとみられる。</p> <p>○今後の達成予測 上記アンケート調査によると、今後の再生可能エネルギー発電設備の設備投資にあたって、約9割弱が今後特例措置を活用したい意向をもっている。特例措置の拡充及び延長は、再生可能エネルギーを導入しようとする者にとって導入量を増加しないしは導入時期を早める等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入拡大に寄与するものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年度～平成30年度)</p> <p>平成27年4月末までに固定価格買取制度の設備認定を受けた設備容量は8,760万kWであり、太陽光発電を除いて約513万kWである。これらの発電設備のうち、平成27年3月末までに導入された設備容量は約65万kWにとどまり、今後確実に設備認定を受けた設備が稼働し導入を図るためには、引き続き特例措置によって導入を促進する必要がある。</p> <p>本措置が延長されなかった場合は再生可能エネルギーの導入が損なわ</p>
--	-----------------------	---

		<p>れ、将来にわたっても導入量の停滞があると見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度)</p> <p>平成26年1月から平成26年12月末までに運転開始した再生可能エネルギー発電設備の設備容量から投資額を推計すると、2,658,973百万円となる。さらに、これらの発電設備の稼働により約163億kWhの発電電力量を確保することができる。一般家庭の年間消費電力を5,500kWhとすると、約296万世帯で使用される電力量に相当するため、地域における電力を相当程度賄うことが可能と試算される。</p> <p>また、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起し地域活性化につながるものであるとともに、震災等の緊急時のエネルギー源確保に貢献し、地域でのエネルギー安定供給に寄与するものである。本税制措置の平年度減収額は6,018百万円であるが、以上から推計される投資額、発電電力量等から、減収を是認する効果があると見込まれる。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>平成24年7月の固定価格買取制度開始後、平成27年3月末時点で新たに運転を開始した再生可能エネルギー発電設備は約1875.7万kW(制度開始前と比較して約9割以上増)であり、導入量、認定量ともに太陽光発電が9割以上を占めている。一方太陽光以外の電源については、買取制度開始から3年を経過してもなお、固定価格買取制度開始前と比較して導入が十分加速されていない状況である。そのため、再生可能エネルギーの特性や実態を踏まえつつ、バランスの取れた導入を進めるべく、普及状況の違いに応じて措置の内容を検討することが必要である。</p> <p>エネルギーミックスにおける太陽光の導入見通しは約6,400万kWであるのに対して、平成27年4月末時点での固定価格買取制度の設備認定を受けた太陽光発電(住宅+非住宅)の設備容量は約8,247万kWである。しかし、認定取り消しや、土地の確保や系統の空き容量等の理由で、全ての認定設備が運転開始に至るとは限らず、ミックスの水準達成のためには、太陽光は引き続き導入を進めていく必要がある。その上で、今後は太陽光発電の持つ需要地近接型の分散型電源という特徴を踏まえた導入を促進するため、税制措置においては自家消費型の導入を支援する。</p> <p>また、エネルギーミックスにおいては、「地熱、水力、バイオマスについては、物理的限界まで導入することで原子力を代替」、「大規模風力の活用等により最大限の導入拡大を図る」との方針が示された。この目標を実現するためには、安定的に運用可能なベースロード電源を中心に、最大限の導入拡大に向けたインセンティブ措置が必要である。これらの設備は、エネルギー源の特性を踏まえ、引き続き固定価格買取制度の設備認定を受けた設備を特例措置の対象とし、買取制度と合わせて導入拡大を進めていく。</p>

		<p>再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合があり、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。導入当初の固定資産税を軽減する本措置は、再生可能エネルギーを導入する者のキャッシュフロー改善を通じ、導入量の増加や導入時期の早期化等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入に極めて有効である。そのため、課税標準を3分の1に軽減するとの拡充を図ることで、これまで以上の投資インセンティブを確保し、再生可能エネルギーの最大限導入を目指す。</p>
	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>【関連する他の支援措置の内容】 税制: エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 融資: 日本政策金融公庫の低利融資 制度: 再生可能エネルギーの固定価格買取制度</p> <p>【他の支援措置との役割の違い】 固定資産税の課税標準の特例は、設備導入後の固定資産税の課税対象年以降(主に設備導入後2年目以降)の税負担を3年間軽減し、導入初期(導入後2年目以降)のキャッシュフローを改善させるもの。 他の支援措置の目的等は以下のとおり。</p> <p>○エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(税制) 再生可能エネルギー発電設備等の設備を導入した者に対して、導入初年度に広く特別償却又は税額控除による支援を行うことにより、導入後初年度のキャッシュフロー負担を改善させるもの。</p> <p>○日本政策金融公庫の低利融資(融資) 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、太陽光発電等の導入に必要な資金の低利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利の低減を図るもの。</p> <p>○再生可能エネルギーの固定価格買取制度(制度) 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府の定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。</p>
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起し地域活性化につながるものであるとともに、震災等の緊急時のエネルギー源確保に貢献するもの。特に自家消費型太陽光発電は、設置の容易さや、多様な立地場所に応じた設置が可能という利点を生かし、公共施設や学校、工場の屋根等を活用した太陽光発電の普及が進んでおり、地域のエネルギー自給自足を促進している。</p> <p>また、再生可能エネルギーは各地域に分散する地域資源であることから、</p>

		<p>地域特性を生かしつつ導入を進めていくためには、地方公共団体の協力が不可欠である。具体的には、地域の産業創出や雇用確保等の地域活性化につながる形での導入を進めることや、地元住民の理解を得て地域との調整を図っていくことなどにおいては、地方公共団体の役割が極めて重要である。</p>
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月